

第6回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 平成30年12月26日(水)午後4時00分～午後5時20分

2 開催場所 有家庁舎2階会議室

3 出席委員

(農業委員)

1番 水田 勇	2番 竹下正廣	3番 林田康徳	4番 山下勝也
5番 松川 正	6番 寺田健蔵	7番 植木健太郎	8番 永池弘美
9番 岡本敬一	10番 平 光正	12番 岩永豊一	13番 山口繁富
14番 長橋世紀	15番 太田香代子	16番 多比良豊徳	17番 山本幸彦
18番 中野裕二	(会長) 中川繁憲		

(農地利用最適化推進委員)

19番 大平幸博	22番 本多利任	23番 中村修治	24番 井村正則
25番 井村秀裕	26番 太田義基	27番 本村龍次	29番 田浦康智
30番 末吉秀明	31番 伊藤忠雄	32番 田中八郎	33番 相川 徳
34番 山口俊一	35番 松尾和昭	37番 岡田裕弥	38番 神崎好史
39番 中村康弘	40番 原田久也	41番 野原重光	42番 楠田耕三
43番 寺田俊秀	44番 末續公德	46番 木下勝徳	47番 宮崎陽一

4 欠席委員

(農業委員)

11番 小川一英

(農地利用最適化推進委員)

20番 北岡新市	21番 内田一郎	28番 寺田秀則	36番 荒木登司郎
45番 宮崎 努	48番 相良栄一郎		

5 議事録署名委員 10番 平 光正 13番 山口繁富

6 事務局出席者 綾部洋一 松尾 強 森 貴之 松本誠也 本多 守
山口梨沙

[日 程]

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第27号 農用地利用集積計画の決定について

事務局(〇〇) こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから第6回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、11番の小川委員、20番北岡委員、21番内田委員、28番寺田委員、36番荒木委員、45番宮崎委員、48番相良委員の農業委員1名、推進委員6名から欠席の届け出がっております。まだ1名、来られてないかと思えますけれども、出席農業委員数は過半数に達しておりますので、総会は成立いたしております。会議規則第5条の規定によりまして会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 皆さん、改めましてこんにちは。

本日は、第6回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には年末の大変お忙しい中にご出席いただき、まことにありがとうございます。

ことしも残すところあと数日となり、ことし最後の総会となりました。本委員会も今年8月に新体制へ移行し、これまで農地等の許可申請に係る調査、農地利用状況の調査、農地利用の最適化推進に関する研修会、さらには農業者年金加入推進、全国農業新聞の普及拡大など、さまざまな活動に対して、委員の皆様には積極的に取り組んでいただいたことを感謝申し上げます。農地利用の最適化推進には、農業委員と推進委員の連携が重要となっておりますので、これからもご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日は、一般社団法人長崎県農業会議の濱口事務局長にも出席をいただいておりますので、後ほどご挨拶をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本総会終了後、布津の白石におきまして、黄綬褒章を受章されました松川委員、市民表彰を受けられました林田委員、太田義基委員、寺田健蔵委員の祝賀会もあわせて、農業委員会の忘年会として予定をしておりますので、長時間となりますが、最後までひとつよろしくお願いいたします。

それでは、事務局長から、農業委員19名中、本日の欠席は1名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に10番平委員、13番山口委員を指名し、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

それでは、**議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 失礼いたします。

議案審議に入る前に議案の修正をさせていただきたいと思えます。

本日、席上に一枚物の議案第27号、農用地利用集積計画の決定について（修正後）ということで配付しておるところでございます。こちらのほうが議案の11ページから12ページに係ります44番の案件につきましては、こちらのほうに修正をさせていただき、ご審議をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第25号のほうの説明に入ります。

2ページをお願いいたします。

（議案第25号 番号1～3を朗読）

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者、第5号の下限面積を下回る場合及び第7号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずる恐れがあると認められる場合ですが、いずれの案件も全て許可基準を満たしているものと思われれます。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたが、農地法3条の許可申請についても、現地調査を踏まえて審議しなさいということになっておりますので、まず1番と2番は深江の案件ですが、深江の委員さん、いかがでしょうか。

(「異議ありません」との声)

議 長 よろしいでしょうか。

(「はい」との声)

議 長 3番は南有馬の案件ですが、南有馬の委員さん、いかがでしょうか。

(「異議ありません」との声)

議 長 よろしいでしょうか。はい。

全体を通して、何かご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 意見がないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって申請どおり許可することに決定いたします。

次に、**議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について** 番号1より事務局に説明をお願いします。

事務局(〇〇) 1番、有家町〇〇、〇〇さん、諫早市、〇〇さんから、深江町〇〇、〇〇さんへ、有家町〇〇、畑、畑、754㎡ほか2筆、3筆合計1,515㎡。転用の目的、太陽光発電施設用地。申請地を借り受けて太陽光発電施設49.5キロワットを設置したい。権利の内容、賃借権、時期、許可あり次第、期間、20年間。農振内農用地外です。

本案件の農地区分は、おおむね300m以内に〇〇が存在するであり、第3種農地であると思われれます。転用目的の太陽光発電施設ですが、パネル数は396枚、高さは2.6m程度、設置面積は658㎡、西側以外の周囲に高さ1.5mのフェンスを設置されます。雨水について、西側は有家川方向の水路へ、ほかは東側の水路方向へ自然流下するようにされます。基礎コンクリートを打設し、ほかは防草シートで覆われ、土砂流出を防止されます。西側は水路、道路を挟んで川、東側は道路と水路、南側は不耕作地となっております。資金については、自己資金で賄われます。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。12月21日午前10時30分ごろ、〇〇委員さんと〇〇推進委員さん、それから、事務局3名の6名で調査をしてまいりました。

場所は、〇〇がありますけれども、対岸が〇〇ですね。そのまたちょっと手前が〇〇になります。これに向いて建物がありますけれども、〇〇ですね。その〇〇と〇〇のちょうど間になっております。まさに見られたとおり、耕作放棄地です。そして、ここは2段になっておりますけれども、先ほど説明では畑となっておりますけれども、実際田んぼだったそうで、あぜコンクリしてありまして2段になっております。そういったことで、排水の問題にしても、上2段、1段目は上の用水路、そして下の、ちょっとあぜコンクリが見えていますね下にね。水口から〇〇のほうに流すということだそうです。何ら問題ないというふうに見てまいりました。皆さん方のご審議よろしくをお願いします。

議 長 現地委員さんからの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員、何かご意見ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。問題ありません。

議長 ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 意見がないようですので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達をいたします。

次に、番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 4ページをお願いします。

2番、有家町〇〇、〇〇さんから、有家町〇〇、〇〇さんへ、有家町〇〇、畑、畑、302㎡、転用の目的、資材置き場。申請地を買い受けて建設資材置き場として利用したい。権利の内容、売買、時期、許可あり次第、期間、永久。農振外です。

本案件の農地区分は、「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている」に該当し、第3種農地であると思われます。転用目的の資材置き場ですが、砕石舗装をされます。西側隣接地128-2を利用することになりますが、その雑種地は申請者の所有地です。南側境界にU字溝を設置され、自然浸透以外分を受け、西側県道接地の水路へ放流されます。隣接する農地はないため、周辺営農への影響はないものと思われます。資金については、自己資金で賄われます。以上でございます。

議長 現地調査委員からの報告をお願いいたします。〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

21日11時ごろ、〇〇委員さん、〇〇推進委員さん、事務局3名と調査をしてまいりました。場所は〇〇線、県道ですね。〇〇から100m以内ぐらいですか、そこにあります。その中でほとんど水平なんですけれども、ちょっと斜めになっているかなということなんですけれども、先ほどの写真を見せてもらえますか。これが県道の横のガードレールです。この下に県道の排水溝があります。排水については、この排水溝に流すということです。ただ、問題があったのがその石垣です。ここにトラックを入れるとすぐ崩れるなという石垣で、このままじゃ、ちょっと隣の家にも行くんじゃないかということで、申請者の方が土建業でありますので、これは隣と話し合いをした上、頑丈なコンクリート擁壁にするということでもございました。そういったことで、問題はないのかなというふうに見てまいりました。皆様方のご審議をお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告がありましたが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。問題ありません。

議長 はい。ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今回、資材置き場ということで、個人からの申請になっております。

個人さんが建設業者さんということでしょうか。通常、建設業者が転用する場合、法人で申請をされるのが普通じゃないかなと思っておりますが、個人になったいきさつとか、また、あるいは個人でも許可できるものなんでしょうか。お尋ねいたします。

議長 事務局、よろしいですか。

事務局(〇〇) こちらについて、必ず法人でしなければならないというものでもございません。今回の財産取得でございますけれども、申請されている方は経営者であろうかとは思いますが、確かに会社の分ということにはなりますが、これを必ず法人で、いけば、財産取得になってくる

と思います。そうした場合は、今度は多分理事会とかそういうものを開いた上での取得ということになるかと思いますが。今回の分についても、経営者が自ら自分の名前で財産を取得して、自分の経営する会社の用に使うということで、一応申請は上がっていますが、必ず法人でしなければいけないというような決まりは特にございませんので。

議長 よろしいでしょうか。個人でも申請はいいということです。
ほかにありませんか。

(「なし」との声)

議長 ほかにご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。
(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達をいたします。

次に、番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 失礼いたします。

3番、有家町〇〇、〇〇さんから、有家町〇〇、〇〇さんへ、有家町〇〇、畑、畑、260㎡。転用の目的、店舗用地。申請地を父から借りて撮影スタジオ(木造平家建て、面積56.54㎡)を建築したい。権利の内容、使用貸借権、時期、許可あり次第、期間、30年間。農振内農用地外です。

本案件の農地区分は、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」であり、第1種農地であると思われ、例外規定(4)のエ、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの(住宅、店舗、事務所、作業場等が考えられます)」が、集落接続が適用されるものと思われ。

申請地の撮影スタジオの高さは、一番高いところで4.12mであり、南側農地から2m離して建築されます。道路レベルにするよう盛土を30cmほど行われ、コンクリート舗装され、入り口以外の周辺にフェンスが設置されます。雨水については東側の水路に流れるようにされます。西側農地は使用貸人の所有農地でもあり、南側農地所有者へも話をされているということです。汚水処理はくみ取り式となっております。資金は借入金で賄われます。以上でございます。

議長 1種農地の特例の集落接続ということで申請が上がっております。

この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

21日午前10時ごろから、〇〇委員と〇〇推進委員と事務局3名で現地を見てまいりました。場所は、〇〇から〇〇のほうへ約400mぐらい下ったところの右側にあります。申請人はフリーカメラマンで、結婚式などのDVDを制作されているということでした。今回、撮影スタジオをつくりたいということで、排水に関しては北側にすぐ側溝がありますので、そこへ流すということで、また汚水はくみ取り式ということで問題ないと見てまいりました。

ただ、日照に関してですね、南側に隣接して農地がありますので、同意をと相談したところ、同意もとってあるということで問題ないと見てまいりました。また、西側は、申請人の父の農地でありますので問題ないと思います。どうぞ皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見はありませんか。どうぞ。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。問題ありません。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第27号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。
事務局(〇〇) 今月の利用集積計画ですけれども、賃貸借権が32件で4万9,293㎡、使用貸借権が39件で23万9,651㎡、所有権移転が4件で6,179㎡、利用権移転が1件で3,075㎡となっております。

それでは個別の案件について朗読いたします。なお、賃借権、使用貸借権の再設定については朗読を割愛させていただきます。また、賃借権及び使用貸借権ともに、借受人が長崎県農業振興公社の場合、借受人につきましても朗読を割愛させていただきます。それと、使用貸借権において、借受人が公社の新規の場合、9ページから17ページになりますが、ナンバー33からナンバー68までこちら36件ありますけれども、こちらのほうについて読み上げを省略させていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議 長 今、事務局から、借受人が農業公社となっておりますので、その分は朗読割愛でよろしいでしょうかという意見が出ましたけれども、いかがでしょうか、皆さん。

(「異議なし」との声)

議 長 よろしいでしょうか。はい、じゃ、そのとおりにお願いいたします。

事務局(〇〇) ありがとうございます。

それでは読み上げていきたいと思っております。6ページからです。

(議案第27号 賃貸借権 番号1～8新規設定を朗読)

使用貸借権につきましては、先ほど割愛させていただくということで了承いただきましたので、使用貸借権のほうは省略させていただく形になります。

所有権ですので、18ページをお願いいたします。

(議案第27号 所有権 番号72～75、利用権 番号76を朗読)

以上の案件につきましても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしていると思われまます。以上でございます。

議 長 ただいまの説明に対して、ご意見、質問等伺うところでありますが、7ページの28番と14ページの53番は出席委員に関する案件でありますので、28番と53番を除いて、ご意見、ご質問はありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ないようですので、次に、28番について審議したいと思っておりますので、本会申し合わせにより、推進委員についても除斥をすることになっておりますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。お願いします、〇〇番。

—— 〇〇番、〇〇委員退席 ——

議 長 それでは、28番について、ご意見、ご質問等ありませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」との声)

議 長 ないようですので、では、〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

—— 〇〇番、〇〇委員入席 ——

次に、53番について審議いたしますので、農業委員会に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の除斥をお願いします。

—— 〇〇番、〇〇委員退席 ——

議長 53番について審議をしたいと思いますが、皆さんからのご意見、ご質問等ありませんか。
(「なし」との声)

議長 ありませんので、〇〇委員の入場をお願いします。

—— 〇〇番、〇〇委員入席 ——

議長 ご意見がありませんので、議案第27号、農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。
以上をもちまして、議事を終了いたします。